令和８年度の基準単価

別表（第２条関係）

（単位：円）

区　　分	保健所実施分	医療機関実施分
間接撮影（レンズカメラ）	（使）	（定） 454
〃　（70ミリミラーカメラ）	（使）	（定） 478
〃　（100ミリミラーカメラ）	（使）	（定） 506
直 接 撮 影	（定）	1,821

（注）「（使）」とは、沖縄県使用料及び手数料条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第14号）の別表第１に規定する単価のことをいい、「（定）」とは、厚生労働省の接触者検診の基準単価のことをいう。

※「（使）」は、平成26年３月31日改正により、額は０となっている。